



広島県報

定期
第 82 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

出納長の事務の一部委任 平成十六年広島県告示第千三百七十八号 (広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等)の一部を改正する告示 (県法規登載)	(審査指導室)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	(環境対策室)	一
道路の区域変更 (三件)	(道路河川管理室)	三
道路の供用開始 (三件)	("	五
公 告	
県営土地改良事業の換地計画の樹立 (二件)	(土地改良室)	五
土地収用法の規定による土地立入りの許可	(用地室)	六
公安委員会告示	
遊技機の型式の検定の告示	六

告

示

広島県告示第九百二十六号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。) 第一百七十一条第四項の規定によって、次のとおり出納長の事務の一部を委任させた。

平成十八年十月三十日

広島県知事 藤田雄山

出納長の事務の一部の委任を受けた出納員	委 任 し た 事 務	委任した年月日
広島県立黒瀬高等学校に所属する次の職員 奥田 俊博	当該出納員の所属する麻の会計事務(法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。)	平成十八年十月一日

広島県告示第九百二十七号

平成十六年広島県告示第千三百七十八号 (広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等)の一部を次のように改正し、平成十八年十一月一日から施行する。

平成十八年十月三十日

広島県知事 藤田雄山

表中

漁船法施行細則 (昭和二十六年広島県規則第六十四号)	第四条及び第五条	を
漁船法施行細則 (昭和二十六年広島県規則第六十四号)	第四条及び第五条	
毒物及び劇物取締法施行細則 (昭和二十六年広島県規則第七十一号)	第六条第四項	に改

める。

広島県告示第九百二十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第一百十号) 第五条第一項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成十八年十月三十日

広島県知事 藤田雄山

(その二) 活性汚泥処理施設

使用の方法			工期等			変更前後
処理前処理後の汚水等の汚染状況			使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	
燃含有量	窒素含有量	化学的酸素要求量	項目			
八	二二	一三〇	既設	既設	既設	変更前
二二	一八	二〇〇	通常	最大	通常	変更後
三	六	二五	通常	最大	通常	変更前
八	一〇	六〇	通常	最大	通常	変更前
九	一六	一三〇	通常	最大	通常	変更後
一四	二一	一九九	通常	最大	通常	変更前
四	八	二五	通常	最大	通常	変更後
九	一五	五九	通常	最大	通常	変更後

(その三) 中和処理施設 二

使用の方法		工期等			変更前後
処理前処理後の汚水等の汚染状況		使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	
燃含有量	項目	項目			
三	通常	既設	既設	既設	変更前
八	最大	通常	最大	通常	変更後
三	通常	通常	最大	通常	変更前
八	最大	通常	最大	通常	変更前
三	通常	通常	最大	通常	変更後
六	最大	通常	最大	通常	変更後

3 排水水の汚染状態

排水口名	項目	変更前	変更後
1 排水口	燃含有量 (単位・一リットルにつきミリグラム)	三	六
		八	三

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成十八年十月三十日から平成十八年十一月二十日まで

2 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室及び広島県尾三地域事務所厚生環境局環境管理課並びに三原市環境部環境管理課

広島県告示第九百二十九号 道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成十八年十一月十三日までの間、縦覧に供する。平成十八年十月三十日

広島県知事 藤田雄山

- 一 道路の種類
- 二 路線名
- 三 道路の区域

区	間	新旧		備考
		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
廿日市市大野字郷四五七〇番一	地先から 廿日市市大野町林ヶ原一丁目七三四九番八地先 一般国道二号交点まで	新	四・八〇〇	〇〇・六七三・ 〇〇
		旧	五〇〇・〇〇〇	
廿日市市大野字郷四五七〇番一	地先から 廿日市市大野町林ヶ原一丁目七三四九番八地先 一般国道二号交点まで	新	四・八〇〇	〇〇・六七三・ 〇〇
		旧	五〇〇・〇〇〇	
廿日市市大野字郷四五七〇番一	地先から 廿日市市大野町林ヶ原一丁目七三四九番八地先 一般国道二号交点まで	新	四・八〇〇	〇〇・六七三・ 〇〇
		旧	五〇〇・〇〇〇	
廿日市市大野字郷四五七〇番一	地先から 廿日市市大野町林ヶ原一丁目七三四九番八地先 一般国道二号交点まで	新	四・八〇〇	〇〇・六七三・ 〇〇
		旧	五〇〇・〇〇〇	

広島県告示第九百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十八年十一月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年十月三十日

広島県知事 藤田雄山

- 一 道路の種類
- 二 路線名

- 一 道路の種類
- 二 路線名
- 三 道路の区域

区	間	新旧		備考
		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
安芸高田市高宮町原田字中原六七二番一	地先から 安芸高田市高宮町原田字中原六七二番一 安芸高田市高宮町原田字菅間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一	新	八・三〇〇	一一・三〇〇
		旧	八・六〇〇	
安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一	地先から 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一	新	三・五〇〇	二四八・九〇〇
		旧	三・七〇〇	
安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一	地先から 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一	新	三・五〇〇	二四八・九〇〇
		旧	三・七〇〇	
安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一	地先から 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一 安芸高田市高宮町原田字笠間六九七番一	新	三・五〇〇	二四八・九〇〇
		旧	三・七〇〇	

広島県告示第九百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十八年十一月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年十月三十日

広島県知事 藤田雄山

- 一 道路の種類
- 二 路線名
- 三 道路の区域

区 間	安芸高田市高宮町原田字向簾一七〇番一地从先から 安芸高田市高宮町原田字向簾二二一番地先まで		新別 (メートル)	延 (メートル)	備 考
	新	旧	三〇・四〇	四八・九〇	
			一〇・一〇	四九・九〇	拓 幅 道 原 田 線 と 一 部 重 複

広島県告示第九百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成十八年十一月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年十月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供 用 を 開 始 す る 日
県道栗谷大野線	廿日市市大野字郷四五六九番地先から 廿日市市大野字三郎右衛門新開四九一〇番一地从先一般国道二 号交点まで	平成一八年一月一日

広島県告示第九百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十八年十一月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年十月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供 用 を 開 始 す る 日
県道原田吉田線	安芸高田市高宮町原田字中原六七二番三地从先から 安芸高田市高宮町原田字簾五八番一地从先まで	平成一八年一〇月三〇日

広島県告示第九百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用

を開始する。

その関係図面は、広島県土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十八年十一月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年十月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供 用 を 開 始 す る 日
県道浅塚横田線	安芸高田市高宮町原田字向簾一七〇番一地从先から 安芸高田市高宮町原田字向簾一〇九番地先まで	平成一八年一〇月三〇日

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定によって、安芸高田市高宮町所在の長瀬川地区(歌ヶ谷工区)県営土地改良事業(区画整理事業)の換地計画を定めたので、この換地計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年十月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年十月三十日から平成十八年十一月二十日まで

二 縦覧場所

安芸高田市役所高宮支所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定によって、安芸高田市高宮町所在の長瀬川地区(直会工区)県営土地改良事業(区画整理事業)の換地計画を定めたので、この換地計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五

日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十八年十月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年十月三十日から平成十八年十一月二十日まで

二 縦覧場所

安芸高田市役所高宮支所

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条の規定によつて、次のとおり土地立入りの許可をした。

平成十八年十月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

一〇KV特別高压架空送電線 吉田広島線鉄塔塔建替工事

三 立入りの目的

調査及び測量

四 立ち入ることができる土地の区域

安芸高田市吉田町上入江字横山之内中善寺、字横山之内南免羅、字横山之内土休、字横山之内塚丸谷、字横山之内研石、字横山之内磨ヶ谷、字横山之内石打畠、字横山之内明ヶ谷、字横山之内大根、字磨石及び字川平並びに広島市安佐北区白木町大字古屋字大谷山並びに大字志路字巖平、字原、字東中倉、字中倉、字榮堂、字小畦及び字別所地内

五 立ち入ることができる期間

公告の日から六か月

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第9号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年10月30日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

検 定 番 号	検定の有効期間	遊技機の種類	型 式 名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
6S0862	告示の日 (平成18年 10月30日) から3年間	回胴式遊技 機	パチスロ フパレシヨ ボウジヨ ウケンB	株式会社藤商事 代表取締役 松元 邦夫 (大阪府中央区内 本町一丁目1番4号)	左 同
6P0968	同 上	ぱちんこ遊 技機	CRぱち んこウツ ンF M78 7	株式会社 藤紀 代表取締役 藤本 中 区錦 三丁目24番4号)	左 同
6P0901	同 上	同 上	CR梅た ち三羽鴉 B62S	株式会社高尾 代表取締役 内藤 敏博 (愛知県名古屋市中 区三 番地)	左 同